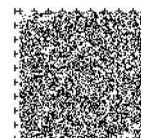


第1章

計画の基本理念と基本方針



1. 計画の基本理念

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進

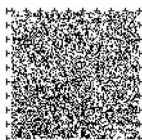
すべての人が主人公になるまちを目指して

国は「障害者基本計画」の中で障害のある人の施策について、障害のある人をあらゆる社会活動の主体ととらえ、自己実現できるよう支援する一方、障害のある人の活動や社会参加を制限している社会的障壁を除去するとしています。また、埼玉県においても「第6期埼玉県障害者支援計画」の中で、障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、分け隔てられることなく、地域で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目指しています。

本市の市民福祉プラン（東松山市障害者計画）は、平成10年に策定された第一次市民福祉プランから「地域社会における共生」の考え方を基本方針に掲げ、当初の理念を引き継ぎつつ、地域社会が障害のある人を包容し、障害の有無にかかわらず、全ての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに各種施策を進めてきました。

第三次市民福祉プラン後期計画の策定に当たって実施した調査では、一定の成果を上げた施策も確認できましたが、一方で、新たな課題やニーズも出てきています。

このような認識に基づき、第三次市民福祉プラン後期計画については、前期計画の実施状況や課題等を整理・分析し、引き続き、“認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進”を基本理念に掲げ、新たな制度やサービスに関する事項を目標や施策に取り入れて、全ての市民がともに暮らす社会の実現を目指します。



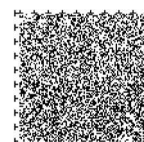
◆ 市民福祉プラン（東松山市障害者計画）のこれまでの取組

「市民福祉プランひがしまつやま」（平成 10 年策定）では、“手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築”をテーマに掲げ、“ともに生き、暮らし分け合う、安心・自立のまちづくり”を基本方針としてきました。

「第二次市民福祉プラン」（平成 19 年策定）では「ともに暮らすまち、東松山の実現」を基本理念に掲げ、地域社会における共生を明確に打ち出しました。

「第三次市民福祉プラン」（平成 29 年策定）では「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進」を基本理念に掲げ、すべての人が自らの意思により、その人らしく生活すること、つまりは主体性を発揮し、自己実現を図ることにより、互いを尊重し、それを後押しする地域づくりを行うことを目指しています。

計画の推進に当たっては、東松山市地域自立支援協議会及び比企地域自立支援協議会において、多数のプロジェクトや連絡会を設置し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関や民生委員・児童委員など地域の人々との連携を進め、障害のある人が地域社会で暮らすための課題解決や、新たなプログラムの創出にも取り組んでいます。



2. 施策の基本方針

第三次市民福祉プランでは、基本理念のもと、本市が進める障害者施策の基本方針として次の4点を定めています。

方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

相談支援・就労支援や権利擁護支援制度の更なる充実を目指し、障害のある人が地域に包容されるとともに、自らの意思によって、社会活動や社会貢献等を積極的に行える地域づくりを行います。

○今までの本市での取組

市民福祉プランの理念に基づき、障害のある人の地域生活のための取組を推進し、ともに育ち学ぶ教育や、障害のある人の一般就労の拡大、地域の住まいの場となるグループホーム¹⁰の増設の支援について、取り組んできました。

ともに育ち学ぶ教育については、幼保小三者連絡会を開催し、幼稚園、保育園、小学校などの関係者の連携・交流を図り、子どもたちが“ともに育ち、ともに学ぶ”ことができる環境づくりを整備しています。

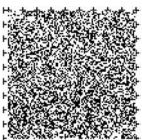
福祉施設からの一般就労については、障害者就労支援コーディネーター事業¹¹により、就労継続支援B型¹²事業所の支援を行った平成29年度以降は継続して一般就労が実現しており、取組の成果が現れています。

障害のある人が入居するグループホームの事業所数については、平成28年3月末時点では市内23箇所でしたが、令和3年3月末時点では38箇所に増えています。

¹⁰ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

¹¹ 就労継続支援B型事業所から一般就労を目指すことを目的として、障害者就労支援コーディネーターが定期的に市内就労継続支援B型事業所を訪問し、当該事業所職員が行う利用者への一般就労の支援に対し指導助言を行う、平成29年度から令和元年度にかけて実施した事業です。

¹² 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を供与するサービスです。B型は雇用契約のない形態です。



方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる

障害福祉サービス事業所の整備を進める一方、地域のボランティア等によるインフォーマル¹³な支援や地域の各種団体の協力などによる包括的なネットワークを作ることにより地域の社会資源の活用を進め、障害のある人一人ひとりが自己実現に向けて活動できること、地域に貢献できることを目指します。

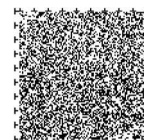
○今までの本市での取組

本市では、これまで障害者生活支援センター、障害者就労支援センターZAC（ザック）、総合相談センター、比企地域基幹相談支援センター¹⁴の開設などを行い、手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築を目指してきました。

現在は、障害のある人が自分らしく暮らすための障害福祉サービスや、途切れることのない伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援、就労支援を始めとした社会参加に向けた支援体制が整備されています。また、地域による助け合い等のインフォーマルな支援や地域の各種団体の協力など包括的なネットワークの構築を進めています。

¹³ ここでは、法律や公的制度に基づくサービスでないものを指しています。

¹⁴ 地域の相談支援の拠点として相談支援事業所に対し、指導・助言や人材育成支援などを行うもので総合福祉エリアに設置しています。



方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる

“障害のある人にとって暮らしやすいまち、障害のない人にも暮らしやすいまちである”という考えに基づく社会環境の改善や、地域のボランティア等による支援により、障害のあるなしに関わらず安全に安心して暮らせる地域をつくりたい。

○今までの本市での取組

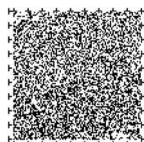
令和元年東日本台風の記録的な豪雨では、市内を流れる都幾川、越辺川、新江川の堤防の決壊により、全壊129戸を含め770棟の家屋が被害を受け、避難者の総数は3,329人に上るなど、本市始まって以来の甚大な被害が発生しました。

現在は、国や県、関係団体との連携協力のもと、復旧・復興の歩みを着実に進め、この経験を教訓とした地域防災力の強化等に取り組んでいます。

近年は市民の防災意識の高まりにより、市や地域で実施する防災訓練の参加者は増加しています。また、本市の市職員や福祉施設の職員と連携して避難所及び福祉避難所の開設訓練を実施しており、「自助」「共助」「公助」の役割を知り、互いに連携し一体となって防災・減災のまちづくりに取り組んでいます。

しかし、障害のある人を対象としたアンケートによると、地域の防災訓練や防災フェアに参加したことがないという意見や福祉避難所を知らないという意見もいただいています。必要な情報が得られていない人もいるため、周知の方法については、課題が残っています。

そのため、引き続き、防災意識向上の取組やより多くの市民が必要な情報を入手できるよう効果的な情報発信が必要と言えます。



方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

市民がお互いの人権を尊重し合うことは、支え合いのまちづくりを進める上では欠くことができません。障害のある人が様々な場面で不利益を被らないために、成年後見制度¹⁵の利用を促進するための法定後見人・市民後見人の育成や共生社会の考え方の理解促進を図り、地域全体で“人権を尊重し、互いを認め合う”ことに取り組みます。

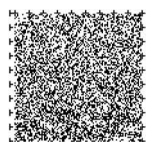
○今までの本市での取組

成年後見制度については、東松山市成年後見支援センターを開所し、制度の普及啓発、相談、手続きの支援を行っています。また、支援者向けに研修会を実施し、成年後見制度利用支援事業を円滑に実施するため、積極的に周知を図っています。また、虐待防止に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携体制を構築するとともに、当事者を含めた関係者への普及活動を推進しています。

障害者差別については、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに際して、市に障害に係る差別の相談があった場合には、その事例を紹介し、その解消に向けて意見交換を行ったり、障害者差別解消法の周知の方法を協議したりする東松山市障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。そのほか、東松山市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領や障害のある人への配慮マニュアルを作成し、市職員を対象とした研修を実施しています。また、障害のある人及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を障害者福祉課、人事課、学校教育課で受け付けています。

平成29年8月には、埼玉県や比企管内の町村と連携し、障害者差別解消法及び県条例（「埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」及び「埼玉県手話言語条例」）の円滑な施行に向け、事業者向け説明会を開催しました。

¹⁵ 判断能力が十分でない方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援する人を設ける制度です。



方針1
主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

方針2
多様な社会資源を活用できる地域をつくる

方針3
安全に安心して暮らせる地域をつくる

方針4
人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進
すべての人が主人公になるまちを目指して

分野と目標

分野1
住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり
(障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野)

- 目標1 自らの生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること。
- 目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。
- 目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。
- 目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。
- 目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。
- 目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。

分野2
育ちや学びの基盤づくり
(障害のある子どもや学びに関する分野)

- 目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。
- 目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。
- 目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。
- 目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。
- 目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。

分野3
多様な働き方ができる社会づくり
(障害のある人の就労に関する分野)

- 目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援を受けられ、離職しても、再度も挑戦できる仕組みが整うこと。
- 目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。
- 目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。
- 目標4 障害のある企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労への行き来がしやすい環境を整備すること。
- 目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をこなし」ための施策に積極的に取り組むこと。

分野4
自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり
(障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)

- 目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。
- 目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を促すこと。

分野5
誰もが一人の市民として共生できる社会づくり
(障害に対する市民の理解や関わりなどに関する分野)

- 目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。
- 目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに身守り、関わり、支え合う実態を重ねること。
- 目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすくなり進むこと。
- 目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域のみなさんの多様な関わりの中で提供されること。

分野6
障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり
(障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野)

- 目標1 必要とときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。
- 目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。
- 目標3 ヒアリングやピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図られていること。
- 目標4 地域生活をより必要と判断や選択のための支援を受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。
- 目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。
- 目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。

分野7【新設】
障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり
(障害のある人の情報の入手や発信に関する分野)

- 目標1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること。
- 目標2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること。

